

国土交通大臣

齊藤 鉄夫 様

建築物省エネ法等の改正法案の  
早期成立に関する要望

令和4年2月2日

(一社)住宅生産団体連合会

当連合会は、戸建住宅や低層集合住宅の生産者団体を中心に、中高層集合住宅や住宅部品に関わる団体も含む9つの住宅関係団体により構成される連合会として平成4年6月に設立され、住宅の質と住環境の向上を目的に、住宅産業のあり方や住宅性能の向上策等について調査・研究を進め、国に対する各種の政策提言や要望、国民への普及啓発活動等を展開してきました。特に脱炭素社会の実現に向けた住宅の省CO<sub>2</sub>化に関しては、トップランナー制度を通じた住宅の省エネ性能の一層の向上やZEH・LCCM住宅の普及促進等に積極的に取り組むとともに、小規模事業者であっても建築物省エネ法の見直しに的確に対応できるよう「省エネ基準適合に向けたロードマップ」を策定し、会員団体傘下企業の体制整備を計画的に進めるなど、業界一丸となって取り組んで参りました。

今年2月1日に開催された社会資本整備審議会において「脱炭素社会の実現に向けた、建築物の省エネ性能の一層の向上、CO<sub>2</sub>貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進及び既存建築ストックの長寿命化の総合的推進に向けて」(答申)が取りまとめられました。当連合会はこの中で示された今後の住宅・建築物の省エネルギー対策及び建築基準制度のあり方について、脱炭素社会の実現に大きな効果が期待されるものであると高く評価しており、このとりまとめを踏まえ、2030年度温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、官民一丸となって住宅の省エネ性能の向上や木材利用の推進を図ることが極めて重要であると考えています。

一方、この答申は国土交通省に対し、必要な制度見直し等を速やかに実施し、2025年度以降の新築住宅に対する省エネ基準の全面的な適合義務化に向けた体制整備等が着実に進められるよう、本答申を実現するための法案を速やかに国会に提出するよう求めているものの、現段階では建築物省エネ法等の改正法案については今国会への提出予定法案とはされておらず、検討中法案に留め置かれている状況にあります。

当連合会は社会資本整備審議会における検討に参画し、脱炭素社会の実現に向けた様々な取組みの早期開始を主張してきたところであり、現時点では検討中法案とされている建築物省エネ法等の改正法案についても今国会における成立に向け、速やかに国会に提出していただきますよう強く要望いたします。

1. 2025年度以降の新築住宅に対する省エネ基準の全面的な適合義務化等に向け、当連合会構成団体の会員企業における体制整備等の備えを万全なものとするために、早期に法制上の措置が確定される必要があることから、審議会答申を踏まえ、速やかに関連法令の改正法案を国会に提出されたい。

2025年度以降の新築住宅に対する省エネ基準の全面的な適合義務化等の実施に当たって十分な周知期間が確保されない場合、社会経済活動に混乱が生じることが懸念される。また、全ての住宅事業者が適確に対応するためには、改正法の施行前に改正内容を理解・習熟する必要がある、十分な周知・習熟期間を確保することが不可欠である。

2. CO2 貯蔵に寄与する木材の建築物における利用促進に向け、木造建築物に係る規制の一層の合理化のための法制上の措置については、その内容を実務者が理解・習熟することや建築物の企画・設計等に長期を要することを踏まえ、早期に確定することが望まれることから、審議会答申を踏まえ、速やかに関係法令の改正法案を国会に提出されたい。

2050年カーボンニュートラルの実現には、省エネ対策のみならず吸収源対策としての建築物における木材利用を促進し拡大することが重要である。最近の累次の防火規制等の合理化により、木材を利用し易い環境が整いつつあるものの、更なる木材利用の拡大を図るためには3階建て木造建築物に関する構造関係規制等を含む規制の一層の合理化が不可欠である。

また、建築物の企画・設計には一定程度の時間を要することに加え、企画・設計に際しては関係法令の改正内容を実務者が習熟した上で建築主の理解を得る必要もあるため、十分な周知・習熟期間を確保することが不可欠である。

一般社団法人住宅生産団体連合会

会長 芳井 敬一